

奨学金募集のご案内

札幌市特別奨学生の募集

1. 申請の対象者

- (1) 世帯の経済的な自立のための技能習得を目指して、次のいずれかで学ぶ（見込みの）者であること。
 - ア 高等学校の職業学科（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉）または総合学科のうち技能の習得が見込まれるもの
 - イ 高等専門学校
 - ウ 特別支援学校（高等部）のうち普通科以外の学科（これに準ずるものを含む）
 - エ 技能の習得を目的とする専修学校（高等課程または中学校卒業後に進む場合の一般課程）
 - オ 技能の習得を目的とする各種学校等（高等学校相当課程）
- (2) 世帯（住民票上、別の世帯で生計を一にしている方を含む）の月額収入（総支給額）が原則として生活保護法による保護の基準に定める金額の1.5倍以内であること。
- (3) 生徒本人又は本人を養育している方が住民基本台帳法に基づき札幌市の住民基本台帳に登録されていること。
- (4) 品行方正であること。
- (5) 生徒が技能を習得することにより世帯の経済的自立が可能と認められること。

2. 奨学金の支給額（返済の義務はなし）

- (1) 技能習得資金（月額） 国公立 5,000 円／私立 8,000 円
- (2) 支度資金（1年生入学時のみ1回） 国公立 10,000 円／15,000 円

3. 募集人員 200名程度

4. 申請受付期間

- (1) 受付期間 令和6年11月18日（月）～令和6年12月16日（月）
- (2) 受付場所 お住まいの区の区役所の保健福祉部 保健福祉課 地域福祉係

5. 申請方法

- (1) 申請書類を、札幌市公式 HP「札幌市特別奨学金」のページよりダウンロードする。
https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/guide/kodomo-boshi/jigyo_07.html
（本校ホームページに投稿している進路だよりの URL では、ハイパーリンクを設定しています）
- (2) 申請には中学校で作成する「調査意見書」が必要になります。作成には時間がかかりますので、下記の期日までに学級担任に申し出てください。
《申し出締切》 11月15日（金）まで
- (3) 受付期間内に保護者が直接区役所に書類を提出する。（申請書類の内容について聞き取りする場合もあるため）

※「札幌市奨学生」との併給は不可です。双方に選定された場合はどちらか一方の選択となります。